

## 総務部関係

平成15年度は、本会運営の万全を期するため、総会等の各種会議を開催し、施行者の意見を集約して事業計画に基づく諸事業の推進に努めた。

さらに、関連する諸問題解決のため関係団体との諸会議を開催したほか、全国公営競技施行者連絡協議会の事務局として、公営競技事業運営の円滑化を図った。

### 1. 会員（施行者）の現況

平成15年3月31日現在の会員数は、62団体（地方自治体数 98）で、このうち、同日が指定期限となる競輪施行者に対し、同年4月1日から効力が生じるものとして、総務省告示第247号（15.3.31付）で14市が指定され、官報（号外）第68号（15.3.31付）で告示された。

なお、栃木県都市競輪組合は、平成15年3月31日付で競輪開催を廃止し、本会を退会した。これにより、平成15年4月1日現在の会員数は、61団体（地方自治体数87）となった。

施行者	府県	市	町	村	組合	計
施行を単位とした数	7	47		1	6	61
(一部事務組合市町村別内訳)	2	30				32
府県・指定市町村数	9	77		1		87

(平成15年4月1日現在)

## 2. 役員

平成15年度は、首長等の退任に伴う後任者の選任及び任期満了に伴う改選が行われ、

平成15年6月12日開催の第1回通常総会及び平成16年3月1日開催の第2回通常総会において、次のとおり選任された。

(敬称略)

### 第1回通常総会

(理事) 青木 久 (再任、立川市長：関東地区)

(理事) 林 英樹 (新任、神奈川県競輪組合管理者  
神奈川県副知事：関東地区)

### 第2回通常総会

(敬称略)

(理事) 上田 清司 (新任、埼玉県知事：関東地区)

(理事) 尾高 暉重 (新任、神奈川県競輪組合管理者  
神奈川県副知事：関東地区)

(理事) 目片 信 (新任、大津市長：近畿地区)

(評議員) 高木 政夫 (新任、前橋市長：関東地区)

(評議員) 岡崎 誠也 (新任、高知市長：四国地区)

(理事) 赤間 三郎 (新任、本会理事)

### 3. 事務局執務体制

平成15年度は、組織改正を行ない、本会の事務局は、6部体制から、総務部、企画広報部、業務部、保安室の3部1室体制とし、円滑な事務事業の推進に努めた。職員の配置状況は下表のとおりである。

事務局職員配置・異動状況表

区分 概要	事務局長	総務部	企画 広報部	業務部	保安室	合計
平成15年 4月1日現在	1	11	11	11	3	37
		内、出向 4				内、出向 4
退職者	1	1		1		3
平成16年 3月31日現在 (退職者除く)		10	11	10	3	34
		内、出向 4				内、出向 4

(注) 1. 本会からの出向先。

- ・専用場外車券売場対策協議会(日自振内) ..... 1名
- ・(株)車両スポーツ映像 ..... 1名
- ・サイクルテレホン事務センター ..... 1名
- ・(財)車両情報センター ..... 1名

### 4. 諸会議の開催

15年度の事業計画推進に伴う、本会運営上の問題解決のため、総会(2回)、理事会(7回)、評議員会(2回)、地区協議会会長会議(2回)、各種委員会等を開催した。

対外的には関係諸団体の各種の会議に出席し、施行者の意思の反映に努め競輪事業のよりよき発展を図った。

## 5．研修の実施

本会では、平成15年7月14日・15日の両日、本年度新たに競輪事業を担当することになった施行者職員を対象とする「施行者新任職員セミナー」を都内・ホテルラングウッドで開催した。

全国から36施行者63名の参加を得、本会の役職員から行政における競輪の役割、競輪の概要・本会の役割、各部の事業概要について説明を行った。

## 6．競輪活性化対策

競輪界では、平成13年12月の産業構造審議会車両競技分科会競輪小委員会で取りまとめられた報告書の提言を受け、顧客第一主義、競輪事業の経営基盤安定の二本柱を実現させるため、既存の推進体制を見直し、平成14年4月、新たに『競輪政策決定会議』を発足させた。平成15年度についても、平成14年度に引き続き、競輪活性化のため、その見直し・検討を行った。

平成15年度は、競輪政策決定会議が4回開催された。

## 企画広報部関係

自転車競技会委託契約交渉については、前年度の中央交渉方式による全自転車競技会への委託経費の決定方式等の反省を踏まえ、経済産業省の指導の基、経費の積上を基調としたガイドラインを作成、地区の施行者と自転車競技会とによる地区交渉方式で交渉が行われたが、合意には至らず、平成16年4月から6月の間は、前年度と同様、旧法別表を準用することになり、この間に7月以降の委託経費を決定することになった。

2年目を迎えた競輪政策決定会議では、競輪界の現状打破に向け、いろいろな施策に取り組み、特別競輪の見直し、F開催の活性化、ファンにわかりやすいルール確立のための競技規則を改正、審議映像の公開等を検討し、実行した。

選手制度については、諸手当の見直し、賞金の優勝劣敗の強化の検討、国際競輪レース実施方式等の見直しを行った。

日本自転車振興会1・2号交付金の更なる改正に向けて、会長の堂本暁子千葉県知事による陳情を実施したほか、全国競輪主催地議会議長会、全国競輪都市協議会、小規模競輪場施行者連絡協議会による陳情活動を側面から支援した。

日韓の親善、交流、両国の競輪の発展を目的とした日韓競輪発展セミナーを昨年韓国ソウル市での開催に続き、大阪岸和田市で開催した。

これらの諸問題、施策については、本会の競輪運営研究委員会、選手制度研究委員会等を中心に対応等の協議を行った。

調査業務では、前年の自転車競技法一部改正により、施行者開催収支報告の様式が大幅に見直されたことを受け、競輪ネットワークを構築して、同報告を行うこととした。そのほか、日本自転車振興会交付金関係基礎資料、売上げ、入場者数、収益金等の各種統計資料の調査及び各種関係資料の収集を行い、情報提供を行った。

広報活動は、昨今の売上げ低迷の中、来場促進、新規ファン開拓のため、スポーツ性、推理性、ダイナミック性、公益性等を広くPRし、新規ファン開拓に努めた。

特別競輪等のビックレースでは、効果的な広報、宣伝活動の実施、テレビ、ラジオでの実況中継による車券購入促進を図るとともに、競輪のアピールを行った。

併せて、マスコミ関係に対しては、機会ある毎に情報提供を行い、競輪に関する諸施策や制度の変更について、理解と協力を求めた。

そのほか、新規ファンの獲得、売上増進を目的とした、初心者教室やモデル宣伝事業に

対して助成事業を積極的に実施した。

これら広報活動事業については、P R委員会において対応を協議、広報展開を推進した。

## 業務部関係

平成 15 年度は、車券売上総額が 1 兆円を割り込む中、施行者収益の中核をなす特別競輪、記念競輪（G グレード）の場間場外（専用場外含む）発売が更に拡大する傾向になっている。こうした状況において、F ・ F の通常開催の日取り調整、偽造車券対策、インターネット專業銀行を利用した電話投票を含む場外発売の通報システムの運用等を、環境整備等委員会を中心に検討を行い、関係機関との調整を行った。

また、本開催、場間場外発売における経費の適正化を図るための競輪臨時従事員の賃金、一時金等の労務問題について、労務対策委員会を中心に対応を協議するとともに、施行者、関係省庁及び同種競技団体と連絡を図りつつ事業の実施に努めた。

開催日程の調整については、その日程の設定が売上に大きく影響するが、近年、記念競輪の場間場外設置等の関係から、特定の週に通常開催が集中する傾向と、選手数の削減等により開催限度節数の幅が狭められるなど、ますます難しい状況となっているなか、経済産業省、各経済産業局の指導のもと、施行者の理解と協力を得て、関係団体と実労働選手数等を勘案しながら調整を行った。

競輪情報システムについては、車両情報センター（VIC）と連携し、システム等の確実性を図るとともに、効率的な運営についても検討を行ったほか、今までになかった電話名投票システムとしてインターネット專業銀行と提携したシステムを構築して 10 月から利用開始した。

平成 14 年 10 月に導入したポイントカードシステムの複数所持対策等のシステム改修を行った。

相互補償審査委員会では、前年度に引き続き同分担金の納入の停止を決定した。

競輪従事員の賃金、夏季・年末一時金については、平成 14 年度に引き続き、これまでの労使交渉も考慮しつつ現実的に対応するものの、まず、社会的な容認を受けられ、かつ個々の場の経営の実態にてらした妥当な体系・到達すべき期間を定めた経営改善計画を策定し、実行していくことを基本姿勢として対応した。

団体交渉の責任者及び労務担当者を対象に、労務管理運営上の参考に資することを目的にした労務管理研修会を実施した。

また、接客サービス研修会を、開催地施行者と本会との共催で、6 会場において、施行者及び当該競輪場の全従事員を対象として開催した。

# 保安室関係

## 1. 排除（入場禁止・退場命令）活動

平成15年中に全国の競輪場から排除した人数は、合計1,938人となり、昨年比

では163人増加した。

対象別	暴力団	1,439人
	ノミ屋	28人（うち暴力団 7人）
	その他	471人（うち暴力団 10人）

（ 公営競技場全体では、3,128人で192人増加した。）

## 2. 自衛警備力の強化

- (1) 警備対策委員会（2回）
- (2) 新任自衛警備担当者研修会（2回）
- (3) 自衛警備体制の実態調査

## 3. 追放対策の推進

- (1) 追放対策中央推進会議・連絡会（1回）
- (2) 追放対策地区推進会議（各地区1回）
- (3) 暴追合同情報交換会議（各地区1回）
- (4) 広報活動の推進

## 4. 全国公営競技施行者と共同しての暴追対策

- (1) 公営競技暴追対策中央会議（1回）
- (2) 暴追ブロック会議（各地区1回）
- (3) 暴力団等認定資料の作成
- (4) 暴追広報の推進
- (5) その他

ノミ屋情報調査等

暴追東京都推進会議の開催